

平成29年10月30日（月） 9：30

石狩市役所5階 第2委員会室

平成29年度第1回 石狩市社会福祉審議会提出資料

乳幼児等医療費給付事業における通院に係
る医療費の助成対象年齢の引上げについて

石狩市保健福祉部

1 諮問の趣旨

石狩市乳幼児等医療費給付事業は、乳幼児等の医療費の一部をその保護者に給付することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として実施しているものであり、これまで段階的に事業内容を拡大しながら現在に至っております。

近年、子どもの医療に対する助成事業は、都市間競争の一途をたどっており、報道においても、各市町村における少子化対策をはじめとする子育て支援策のセールスポイントとして取り扱われてきております。

本市におきましては、乳幼児等への医療助成は、本来、国が責任を持って社会保障政策の中に位置付け、自ら制度を構築すべきものであるとの姿勢をもちつつも、本市と一体的な生活圏ともいえる札幌市において、平成30年度から通院に係る医療費の助成対象を小学1年生まで拡大する予定であることから、本市も同様に、平成30年度から小学1年生まで助成拡大を図るものであります。

このため、石狩市が乳幼児等医療費給付事業における通院に係る医療費の助成対象年齢を引き上げるに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

2 現在の事業内容

現在、入院は中学生まで、通院は小学校就学前まで助成対象となっております。

区 分	所得制限	入・通院 区分	世帯区分	北海道 補助基準	石狩市 給付基準
就学前 (3歳未満)	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	○	○
		通院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	○	○
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	○
		通院	課税世帯	対象外	○
就学前 (3歳以上)	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	○
		通院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	○
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	○
		通院	課税世帯	対象外	○
小・中学生	限度額未満	入院	非課税世帯	○ (小学生のみ)	○
			課税世帯	△ (小学生のみ)	△
		通院	非課税世帯	対象外	対象外
			課税世帯	対象外	対象外
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	対象外
		通院	課税世帯	対象外	対象外

※○：初診時一部負担金のみ負担

△：医療費の1割を負担

3 所得制限限度額について

所得制限限度額については、以下の児童手当の所得制限限度額（実際の適用は所得額）にて判断しています。

扶養親族等の数	所得額	収入額（参考）
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

4 助成対象年齢引上げ後の事業内容

通院に係る医療費の助成対象年齢を小学1年生まで引き上げた場合の事業内容については、以下のとおりです。

区分	所得制限	入・通院区分	世帯区分	北海道補助基準	石狩市給付基準
就学前 (3歳未満)	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	○	○
		通院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	○	○
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	○
		通院	課税世帯	対象外	○
就学前 (3歳以上)	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	○
		通院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	○
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	○
		通院	課税世帯	対象外	○
小学1年生	限度額未満	入院	非課税世帯	○	○
			課税世帯	△	○
		通院	非課税世帯	対象外	○
			課税世帯	対象外	○
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	○
		通院	課税世帯	対象外	○
小学2年生～ 中学3年生	限度額未満	入院	非課税世帯	○ (小学生のみ)	○
			課税世帯	△ (小学生のみ)	△
		通院	非課税世帯	対象外	対象外
			課税世帯	対象外	対象外
	限度額以上	入院	課税世帯	対象外	対象外
		通院	課税世帯	対象外	対象外

※○：初診時一部負担金のみ負担
△：医療費の1割を負担

5 対象者数（平成29年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	人 数
0～5歳（未就学児）	2, 4 2 4
うち5歳（年長）	4 6 4
6～11歳（小学生）	3, 2 1 5
うち6歳（小学1年生）	4 9 6
12～14歳（中学生）	1, 7 7 8

資料：石狩市人口構造統計（H29.4.1現在：外国人含む）

6 石狩振興局管内6市の状況

自治体名	入 院	通 院	所得制限の有無
札幌市	中学生	小学校就学前	有
江別市	小学生	小学校就学前	有
千歳市	小学生	小学1～3年生	有
恵庭市	中学生	小学校就学前	有
北広島市	中学生	小学生	有
石狩市	中学生	小学校就学前	小学校就学前は無し

7 実施予定年月日

平成30年4月1日：平成30年4月1日以降の小学1年生の通院に係る医療費が対象